

未来税務会計ニュース

地震の後に消費税の重税？

私は農業をやりながら、農地を宅地にしてその上に店舗を建て貸付していました。その店舗が地震により全壊して建て直さなければなりません。農業と家賃収入の年間売上は5,000万円以下ですので、消費税の簡易課税を適用しておりましたが、来年より本則課税の届出をしようと思っています。農業関係については、九割補助金制度を活用しようと思っていますが、店舗については地震保険に加入できず加入していませんでしたので保険金はもらえません。建て直すとなりますと約1億円位かかるという見積です。簡易課税をやめて本則課税にしたかったのですが、税制が改正されたそうですね。どのような内容が教えてください。



①下記の図表を見てください。平成28年4月1日以後に高額特定資産を購入した場合に適用されます。従来は本則課税にして翌年に簡易課税にすることができたのですが、改正後、3年間は本則課税で課税されるということです。

ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入等を行った場合には適用されません。

あくまでも平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入等を行った場合に適用されます。

②高額特定資産とは、一取引単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額が、税抜き1,000万円以上のたな卸資産及び調整対象固定資産とされます。調整対象固定資産とは、建物等一定の資産で税抜価格が100万円以上のものをいいます。



<納税者の声>

今年の熊本はめちゃくちゃばい。2月寒波、4月地震、6月大雨…台風の影響は少なかったばってん、店舗の建て直しも見積書もできとらんし、その上、消費税も改正され踏んだり蹴ったりたい！ばってん、負けんばい熊本人は！

日本の農産物高くても買いましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。（日本の農産物を高く買う国民運動連盟）

固定資産税の減免について

地震により被害を受けた土地・家屋・償却資産について、被害の程度に応じて、固定資産税の減免が受けられます。

対 象

- ①災害により、流失・水没・埋没・若しくは崩壊等の被害を受け、作付不能または使用不能となった農地・宅地等
- ②災害により、半壊以上の被害を受けた家屋
- ③災害により、損傷した償却資産

内 容

- ・災害にあった日以後の納期に係る税額が減免されます。
- ・損害の程度が2割以上のものについて、程度に応じて、10分の4から10分の10の税額が減免されます。
- ・損害の程度については、申請後に現地を確認致します。

必要書類

- ・減免申請書
- ・罹災証明書（コピー可）

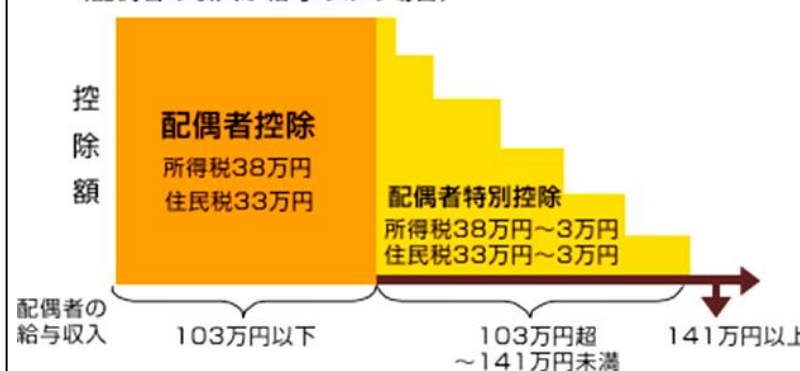
損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊の場合	100%
大規模半壊の場合	60%
半壊の場合	40%

※各市町村によって【内容】や減免申請書の内容が異なる場合がございます。詳しくは各市町村のHPをご参照下さい。

配偶者控除の見直し どうなる？

来年度税制改正の大きな課題として、「配偶者控除」があります。「配偶者控除」はこれまで何度もその見直しの必要性が議論されてきましたが、ここにきて、本格的な見直しの機運が高まっています。今回見直しが実現すれば、来年度の税制改正大綱に盛り込み、早ければ、再来年からの導入となる可能性があります。

配偶者控除、配偶者特別控除の額 （配偶者の収入が給与のみの場合）



<なぜ見直しが必要なのか？>

長年にわたり、議論されてきた配偶者控除は、賛成・反対それぞれの意見が対立しています。

賛成派	反対派
①女性の社会進出を抑制している要因である。	①伝統的な家族観が崩れるおそれがある。
②昭和36年の創設から半世紀以上経て、家族のあり方が今の時代にあっていない。	②専業主婦がいる家庭にとって、実質的な増税となる。

（税理士新聞 第1533号より）

<配偶者控除から代替案！？～「夫婦控除」とは～>

配偶者控除の廃止とともに議論されてきたのが、「夫婦控除」の導入です。夫婦控除（案）とは、配偶者の年収額に関係なく、夫と妻の所得を合算して、一定以下であれば収入又は税額から一定額を控除できるものです。（まだ検討段階なので、詳細については決まっていません。）



（出典 佐賀新聞）

配偶者控除が夫婦控除に変わった場合には、収入に関係なく控除が受けられるようになり、勤務時間を調整しなくてもよくなります。一方、妻が専業主婦の場合に配偶者控除が廃止されたら、配偶者控除額は所得税38万円、住民税33万円に税率をかけたものになります。所得税の税率は所得に応じて変わりますので、税率は5%から45%、住民税の税率は一律10%です。配偶者控除が廃止されると、増税される所得税は所得によって変わりますが、19,000円（38万円×5%）から171,000円（38万円×45%）となります。住民税は一律10%ですから、33,000円（33万円×10%）の増税となります。所得税と住民税あわせて52,000円から204,000円の増税となります。

夫婦控除の具体案がまだ決まっていますが、配偶者控除が廃止された場合、増税となるケースが増えると思われます。今後の動向に注目です。

地震保険料値上げについて

2017年1月に地震保険料の値上げが実施される見込みです。段階的に値上げされ、最終的な引上げ幅は全国平均で19%とされています。また、値上げを含め他にも変更される点が3つあります。

1. 地震保険料の値上げ

地震保険料は全国平均で+19%の引き上げが必要とされていますが、2014年7月に全国平均で+15.5%の引上げがあったばかりです。これを考慮し、2017年1月・2019年1月・2021年1月の3回に分けて段階的に19%まで上がる見込みです。そのため、2017年1月に一気に全国平均+19%まで上がるわけではなく、引き上げ1回目となる2017年1月は全国平均+5.1%の引上げ幅となります。

2. 損害区分を3区分から4区分へ

損害区分は2017年の地震保険料改定に伴い、3段階から4段階に変更されることが決まっています。変更点は「半損」を保険金額が60%支払われる「大半損」と、30%支払われる「小半損」に分けるといいます。

改定前		改定後	
全損	100%	全損	100%
半損	50%	大半損	60%
一部損	5%	小半損	30%
		一部損	5%

このように半損を大半損と小半損の2つに分けることにより、損害の実態に沿った適切な保険金が支払われるようになります。また、より深刻な被害に遭った方に対して補償を充実させることができるようになります。

3. 保険料の基準となる等区分を変更

地震保険では地震の危険度別に都道府県を3つの区分に分けています。危険度の低い順に1等地、2等地、3等地となっており、保険料は危険度の低い1等地が最も安く、2等地、3等地と高くなります。

「ビール税の一本化」

ビール税は、現在1缶350mlあたり、麦芽が主原料で麦芽比率3分の2以上の「ビール」は77円、麦芽比率3分の2未満の「発泡酒」は46.98円（麦芽比率が25%未満の場合）、発泡酒に蒸留酒を加えたり、麦芽以外を原料にしたりした「第3のビール」は28円となっています。酒造メーカーが売上の大きい発泡酒や第3のビールに研究開発の



ウェートを置くことが結果的に税収の減少を招き、国際市場での国産ビールでの競争力を奪っているとして、政府は3種類のビール系飲料の酒税を一本化する見通しです。統一後の酒税は55円程度になるとみられ、ビールは減免になるが、発泡酒、第3のビールは増税となります。税金のことは考えず、お酒はおいしく飲みたいものですね。

現状 見直しの方向性

税額 (350ml缶)	ビール (77円)	55円程度に統一
	発泡酒 (47円)	
	第3のビール (28円)	
ビールの 定義	麦芽比率が 67%以上	引き下げへ
	原料を麦芽、 ホップ、麦など に限定	オレンジピールなど も使えるように

<九農研> 秋の定期講演②

今回の講演では、株式会社カミチクホールディングス 代表取締役社長 上村 昌志 様を講師に迎え御講演頂きます。1985年創業。逆風に立たされた牛肉業界をいかに乗り越えてきたか。また、自分たちで「市場」をつくり、販路を拡大。どんなビジョンを描いて実行してきたのか…是非この機会に聴いてみてはいかがでしょうか。

日時：平成28年10月21日(金)

15:00~16:30

演題：『農業維新～畜産農家の熱き想い～』

場所：くまもと県民交流会館パレア 9F 会議室4

※お申込みは別紙にて♪

カミチクは
進化し続ける企業でありたい。
そのために私が大切にしている
5つのこと。

株式会社カミチク
代表取締役 上村 昌志



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

株式会社 ひなた農園

今回ご紹介させていただきますのは、植木町でとっぴんパブリカを栽培されているの株式会社ひなた農園さんです。

代表取締役の松永 敏裕さんは約11年前に父親から引き継ぎ、土耕栽培でパブリカを生産しています。土耕は水耕と違い、天候次第で収量が多くなりませんが、肉厚で身の締まったパブリカは甘みが強く、食感もシャキシャキとして生でも食べられるほど新鮮です。色もカラフルで赤・黄・橙・白・紫色を栽培しています。

ぜひ、こだわりの製法で栽培したパブリカを1度味わってみてください。



【お問い合わせ】

株式会社ひなた農園

〒861-0155 熊本市北区植木町轟 1018 番地

TEL 096-272-4411

FAX 096-272-4411

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel : 096-368-2030 / Fax : 096-368-4639
<http://miraizeimu.com/>